

障がい者を差別解雇 不当追求し金銭解決

電気関連会社でリコール対応を行う現場作業員が、職場で過呼吸を発症し救急車で病院に搬送された件で、会社は「安全上、作業させられない」として自己都合退職を強要し、これに納得しない従業員に8月末を持って解雇通告しました。

作業員には精神疾患があり、ハローワークを通じて障害者として紹介してもらい昨年12月に会社に採用されました。

しかし、会社側は「ハローワークから誰が説明を受けたか確認できない」「障がい者であれば採用していなかった」と採用時に障がい者との認識がなかったと強調し、障がい者に対する偏見・差別意識を露呈しました。その上で、解雇事由は就業規則「精神もしくは身体に支障を生じ、または虚弱老衰もしくは傷病などのため業務に耐えられないと認められたとき」に該当するとして解雇の正当性を主張しました。

組合は、このような解雇には産業医や担当医から「業務に耐えられない」というかなり明確な就労不可能レベル判断が必要であり、事業主が独自に就労不能判断し解雇することは、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない」(労働契約法第16条)として、解雇権濫用の不当解雇を迫りました。

その上で、障がい者に対する配慮のない職場での継続雇用を諦め3ヶ月分相当の金銭解決で会社都合退職することになりました。



地域労組定期大会は、11月10日(土) 午前10時から、岡山市勤労者福祉センターで

8月21日、地域労組執行員会を開き、次期定期大会の日程、役員定数などを決定しました。

(1) 定期大会は、9月、10月に県知事選挙、全国学習交流集会などの日程があり、11月10日(土)午前10時から、岡山市勤労者福祉センターで開催します。

(2) 次期大会の役員定数は、

- ・執行委員長、書記長、書記次長、会計監査 各1名
 - ・副執行委員長 2名
 - ・執行委員 5名 とします。
- 選挙公示は、後程します。

(3) 県労会議などへの役員推薦の確認

- ・県労会議事務局次長 弓田 盛樹
- 同 上 常任幹事 藤田 弘起
- ・岡山県労働共済会 事務局長 藤田 弘起
- 事務局次長 中山 祐佳

大会参加または、委任状をお願いします。



個人加入共済
≫ 自動車共済

一番安い一試に見積もりを。パンフを見て下さい

まかせて安心! 充実の補償内容